

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県土整備部まちづくり課

法令名	都市公園法	法令番号	昭和31年法律第79号						
手続名	都市公園の占用許可、許可事項の変更の許可	根拠条項	第6条第1項、第3項						
審査基準	<p>① 申請に係る工作物その他の物件又は施設が法令に掲げるものに該当すること。（都市公園法第7条、都市公園法施行令第12条）</p> <p>② 占用物件の外観、構造等について、政令に適合すること。（都市公園法施行令第15条）</p> <p>③ 政令で定める技術的基準に適合すること。（都市公園法施行令第16条）</p> <p>④ 占用に関する工事について、政令に適合すること。（都市公園法施行令第17条）</p> <p>⑤ 申請に係る都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限る。</p> <p>⑥ 極めて、公共性の強いもの、それを設けることが都市公園本来の利用法にやや類似するもの、それを設けることによって都市公園の効用を著しく阻害することのないものに限定する。</p>								
	受付機関	指定管理者	処理機関	所管の土木事務所	交付機関	所管の土木事務所	標準処理期間	10 (30) 日	目次
						標準経由期間	- (20) 日	No.	